

# 仕 様 書

委託番号	4108
契約形態	業務委託

- 件 名 一般廃棄物（不燃残さ）積込運搬業務委託（埼玉県寄居町）（単価契約）
- 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 履行場所
  - 積込先  
ア 草加市リサイクルセンター（草加市稲荷一丁目8番2号）  
イ 草加市瀬崎仮置場（草加市瀬崎六丁目2070番地）
  - 運搬先  
埼玉県環境整備センター（埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地）
- 積算方法  
発注予定数を基に100kg当たりの契約単価を見積もること。
- 支払方法  
契約単価に月ごとの運搬数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務の完了確認後、月ごとに支払うものとする。（業務完了月払）
- 委託内容  
草加市リサイクルセンターで発生した不燃残さ（15cm以下）を9の実施要領に基づき、車両に積込み、埼玉県環境整備センター（以下「処分場」とする。）へ迅速かつ適正に運搬する。
- 発注予定数  
発注予定数量は、年間1,000tとする。  
ただし、当該一般廃棄物（不燃残さ）の発生状況によって、発注予定数量と実際の発注数量に相違が起り得ることを予め留意しておくこと。
- 要件等  
草加市入札参加資格者名簿（廃棄物処理・収集運搬〔一般廃棄物〕）に登録されている者で、次の要件を満たしていること。
  - 許可等  
受注者は、不燃残さの最終処分に係る業務を遂行するため、埼玉県環境整備センターの「講習終了証」を取得し、かつ「搬入カード」を所持していること。
  - 条件等（営業拠点について）  
本業務は、草加市リサイクルセンター及び瀬崎仮置場それぞれに貯留している不燃残さを迅速かつ計画的に履行する必要があるため、不燃残さの発生量は収集地域や時期等により大きく異なることから、即時に対応する必要が生じる場合が多く想定されるため、受注者は、草加市内に本社、支店、営業所等及び運搬車両用車庫を有し、発注者の依頼を受けてから概ね20分以内で積込みを開始できること。
  - 資格等  
受注者は、労働安全衛生法による技能講習終了証（ホイールローダー等）を取得していること。  
また、必要に応じて、作業効率を考慮した機器を用意すること。  
なお、機器の使用に当たっては、埼玉県生活環境保全条例及び関係規則の騒音及び振動の規制基準等の関係法令等を遵守すること。
- 実施要領
  - 不燃残さの状況  
草加市リサイクルセンターに搬入された不燃ごみ及び粗大ごみは、機械設備等により分別、破碎処理される。破碎処理された後は、有価物、可燃残さ、不燃残さに分けられ、それぞれストックヤード等に一時的に貯留される。このうち、不燃残さについては、発生量に応じて廃棄物一時保管場所である瀬崎仮置場に貯留する場合もある。必要な場合は、現場確認を行うこと。
  - 現場責任者  
受注者は、当該業務を行うに当たっては、現場責任者を配置し、現場責任者は作業の統括を行うものとする。当該現場責任者は、草加市の廃棄物事情に理解が深く、廃棄物の種類及び処理に関する知識及び経験が豊富な者を配置すること。  
なお、現場責任者は、本業務の目的及び内容等を十分理解し、その職務を遂行するとともに作業員の指揮、監督及び教育指導並びに事故防止に努めること。
  - 作業人員  
不燃残さの積込み業務は、原則2名以上、その他の業務は、原則1名以上の作業員を配置すること。

- (4) 施設管理委託業者  
草加市リサイクルセンター及び瀬崎仮置場は、発注者が業者に運営・管理を委託しているため、当該施設管理委託業者は、発注者の指示を代行することができるものとする。  
なお、受注者は、施設業務等に支障を与えないよう当該施設管理委託業者と協議、調整、及び連絡等を密に行うこと。
- (5) 搬出車両  
一度に運搬する不燃残さは約12.8 m<sup>3</sup>の容量となるため、その重量と運搬効率を考慮し、運搬車両は原則、25 t車（最大積載量12 t）程度とする。  
ただし、草加市リサイクルセンター及び瀬崎仮置場の施設業務に支障を与えない場合は、発注者と協議の上、22 t車（最大積載量11.2 t）でも可とする。  
なお、粒子状物質減少装置の装着が必要な車両については、粒子状物質減少装置装着証明書を提出すること。
- (6) 積込作業  
ア 場内交通及び安全作業  
受注者は、発注者及び施設管理委託業者の誘導に従い、他の通行人及び車両等安全に十分留意し場内の通行及び作業を行うこと。  
イ 積込車両  
積込車両は、処分場の登録車両を使用すること。  
また、当該車両に不燃残さを搬入する事業所名または運搬業者名を明確に表示すること。  
ウ 積込日時  
積込日時は、「9-13-ア」に記載している処分場の搬入日時に従い、調整すること。  
エ 積込依頼  
受注者は、発注者又は施設管理委託業者からリサイクルセンターの積込み依頼があった場合は、20分以内の積込み作業を厳守すること。なお、瀬崎仮置場にて積込作業を実施する場合は、2週間前までに発注者及び施設管理委託業者と協議し、積込日時を事前に決定すること。
- (7) 草加市リサイクルセンターにおける積込作業  
ア 積込作業に必要な重機等は受注者にて用意し、積込作業は、受注者で行うこと。  
ただし、施設管理委託業者の承諾を得て、草加市リサイクルセンターに配備されている重機等を使用する場合は、この限りではない。  
イ 積込作業は、不燃物貯留ホッパー（以下「ホッパー」という。）下にて行うこと。  
ウ 積込作業に当たっては、プラットホームシャッターを閉鎖し、散水を実施し、飛散防止対策を講じること。  
エ ホッパーに設置してある積載荷重防止センサーは『HIGH』検知（重量約11 t）と『HIGH HIGH』検知の2段階の検知システムが搭載されています。このうち、『HIGH HIGH』検知が表示された場合は、ホッパー貯留用を超過しないように施設の処理設備が自動停止する設計となっています。同センター稼働時間中は常に破碎等の処理を行っているため、機械設備が停止してしまうと施設の管理・運営に大きな支障をきたします。  
このため、受注者は、『HIGH』検知が表示された場合、発注者からの依頼を受け、20分以内に積込作業を時間厳守で実施すること。
- (8) 瀬崎仮置場における積込作業  
・ 積込作業は、原則として、施設管理委託業者にて行うこと。ただし、施設管理委託業者を協議し、承諾を得た場合は、受注者において行うことを可とする。
- (9) 積込作業後の確認  
ア 積込作業終了後は、飛散した残さ等の清掃を実施し、施設内を清潔に保つこと。  
イ 積み込んだ不燃残さは、処分場の受入れ基準に基づき、次のことを確認し、是正すること。  
・ 可燃物（木くず等）、有害物質（乾電池、水銀計、蛍光灯等）の混入がないこと。  
・ 最大径が15 cm以下であり、中空でないこと。  
・ 廃棄物に発色性、悪臭がないこと。  
・ 水分が少ないこと。  
ウ 道路飛散防止シート及び荷台の締切り状況を確認すること。
- (10) 計量作業  
積込み終了後には、施設に設置されているトラックスケール（計量機）で計量を行い、発注者または施設管理委託業者の確認を受けること。また、計量の際は、「計量票」を受け取り、12-ア-（7）の廃棄物等処分依頼書との整合を図ること。

(11) 積載量の調整

積載量は、廃棄物等処分依頼書の依頼重量から±100kg及び最大積載量を厳守すること。積載量調整のため、必要に応じて重機等を使用し、やむを得ず積載量を超過した場合は、資源回収量向上のため、再度粗大ごみ及び不燃ごみラインへ重機等により投入すること。

ア リサイクルセンターにおける積載量の調整

積込み車両の積載重量を満たすよう不燃残さの積載量を調整すること。

イ 最大積載量は12tを目標とし、積載量不足時は、不燃残さを再積込みすること。

(12) 運搬作業

ア 運搬時、次の書類を準備すること。

(ア) 廃棄物等処分依頼書（処分場の係員へ提出）

(イ) 搬入カード（処分場の係員へ提出）

(ウ) 搬入承認証（運転席前面に掲示）

(エ) 運転者講習修了証（運転席前面に掲示）

イ 運搬前に再度車両及び不燃残さ状況等安全確認を徹底すること。

ウ 運搬経路は次の処分場が指定する経路を通行すること。

1コース	国道254号線（小川町方面） → 進入道路
2コース	国道140号線 → 国道254号線 → 進入道路

エ 運搬作業に当たっては、道路への落下、飛散等を防止し、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

(13) 搬入作業

ア 搬入日時

搬入日時は処分場が示す日時とする。

原則として、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から正午、午後1時から午後4時までである。

イ 搬入の中止

次の場合、搬入が中止されるため、受注者は、その責任において搬入が再開されるまで不燃残さを適正に保管し、搬入が可能となった後、早急に処理を行うこと。

(ア) 午前8時45分から10分間観測し、平均風速が7.0m/秒以上の場合、午前の搬入を中止。

(イ) 午前11時から10分間観測し、平均風速が7.0m/秒以上の場合、午後の搬入を中止。

(ウ) 気象の急変で、廃棄物の飛散の恐れがあると認められたとき。

(エ) 浸出水処理施設の計画処理水量を超える雨量があったとき。

(オ) その他、異常気象により、場内での作業が困難と認められるとき。

ウ 搬入の停止

受注者は、次の搬入停止に当たる行為を行わないこと。

(ア) 搬入を許可されたものと異なる廃棄物を搬入すること。

(イ) 登録車両又は登録者以外で搬入すること。

(ウ) 不正の手段で廃棄物を搬入すること。

(エ) 係員及び県職員の指示に従わないこと。

(オ) 必要書類を持参しないこと。

エ 廃棄物の検査

搬入時に、処分場の計量所と埋立地で、搬入を認められた残さであるかどうか、目視による検査及び抜取り検査が実施されるため、現地職員の指示に従い検査を受けること。

また、万が一、搬入を認められた不燃残さと異なるものを搬入した場合は、その場で搬入拒否となるため、受注者の責任において当該不燃残さ物を持ち帰り、処理すること。

オ 運転者の留意事項

運転者は次のことに留意すること。

(ア) 午前9時以前に処分場へ到着した場合は、国道254号線入口駐車場又は処分場が指定する場所で待機すること。

(イ) 進入道路は、原則として駐車禁止であるため、駐車しないこと。

(ウ) 待機中に、「水切り」等の行為を行わないこと。

(エ) 計量所の荷台検査台での目視検査時は、必ずアイドリングストップを実施し、検査終了後、外したシート等は必ず設置し直し、搬入場所へ入場すること。

(オ) 退出時に、車両に残さ物が付着していないか確認し、確実に除去すること。

(カ) 廃棄物の荷下ろし後、係員から退出の合図を確認後、処分場を退場すること。

(キ) 混入物が認められた場合、必ず検査員から当該物を受け取り、速やかに持ち帰り、処理すること。

#### 10 服装等

受注者は、作業員に安全に充分配慮させるとともに、作業に適した清潔な服装及びヘルメット等を着用させ、安全な器具類を使用させること。また、名札を定められた位置に着用するとともに、頭髪の手入れ等節度のある身だしなみに注意し、人に好感を与えることに留意すること。

#### 11 業務の実施責任

受注者の実施した業務に瑕疵があり、又は業務の実施が不完全であった場合は、受注者は、直ちにこれを補完するものとする。ただし、受注者の責めに帰さないときは、この限りではない。

#### 12 事故等の責任等

受注者は、作業中に受注者の責めに帰すべき要因による事故・損傷が発生した場合、直ちに発注者にその内容を報告し、適切な措置を講ずるとともに、受注者の責任において対応・復旧すること。また、本業務の実施に当たり、第三者からの苦情等については、受注者の責任において解決すること。対応については真摯かつ誠実に言い、不快とにならないよう留意すること。さらに、対応した内容については早急に発注者に報告すること。

#### 13 その他留意事項

- (1) 場内の火気の取扱いには十分注意し、防火に努めること。
- (2) 作業に必要な機器類は、当該施設内の環境衛生上支障のない場所に保管すること。
- (3) 本業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。(廃棄物の撤去、持ち帰り等に要する費用を含む。)
- (4) 電気及び水道料金は発注者の負担とする。なお、受注者は、電気及び水等の使用に当たっては、極力節約に努めるものとする。
- (5) 受注者は、履行期間が満了した場合は、業務に支障のないよう誠実に引き継ぎ業務を行うこと。
- (6) 業務外で発注者から協力の依頼を受けた場合についても積極的に協力を行うこと。
- (7) 受注者は、受注業務遂行上、従業員が行った違法行為等について、受注者自らが行ったものとみなし、その責任を免れないこと。

#### 14 提出書類

##### (1) 委託業務開始時

- ア 着手届
- イ 現場責任者届
- ウ 許認可等確認願 (本業務に係る許可証及び資格等の写し)
- エ 作業従事者名簿
- オ 登録車両リスト (車両車検証及び車両写真)
- カ その他必要な書類

##### (2) 業務完了月毎

- ・ 業務報告書

※ 提出については、紙 (A4 又は A3) 又は電子データにより提出するものとする。

#### 15 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 (平成19年条例第16号) 第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱 (平成8年告示第155号) 第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

#### 16 問合せ先

##### (1) 仕様書の記載内容に関すること (契約締結前)

草加市役所 契約課  
電話048 (922) 1129 (直通)

##### (2) 契約締結後の問合せ先

草加市市民生活部廃棄物資源課業務係 土子  
電話048 (931) 3972 (直通)